

大野城市  
ペット同行避難運営マニュアル

令和5年5月

大野城市

## 目次

1	マニュアル策定の背景及び目的	P 1
2	用語の定義	P 2
3	平常時における市の備え	P 3
	(1) 飼い主等への普及啓発・避難訓練の実施	
	(2) 職員及び関係者への情報の周知	
	(3) ペットの受け入れが可能な避難所の整備	
	(4) 受援体制の整備	
	(5) ペットのいる在宅避難者への対応方法の検討	
	(6) 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）利用者の円滑な受け入れ準備	
	(7) ボランティアとの協働活動	
	(8) ペットの飼育が可能な仮設住宅の整備検討	
4	災害発生時の市の対応	P 6
	(1) 避難所におけるペットの飼育環境の整備	
	(2) 被災ペットに関する情報収集及び相談窓口の設置検討	
	(3) 在宅避難者等への対応	
	(4) ボランティアの支援要請及び応援支援体制に基づく応援の要請	
	(5) 放浪ペットの保護、収容	
	(6) 補助犬の利用者と要配慮者への対応	
	(7) ペットの飼育が可能な仮設住宅の整備	
5	ペット受付の基本的な流れ	P 12
6	資料・様式	P 13
	(資料1) 「飼い主への普及啓発用資料」	
	(資料2) 「ペット受け入れ可能避難所一覧」	
	(資料3) 「ペットの飼育ルール」	
	(様式1) 「ペット（動物）登録票」	
	(様式2) 「ペット飼育者名簿」	

# 1 マニュアル策定の背景及び目的

災害時には何よりも人命が優先される。

しかし、近年、ペットは家族の一員であるとの意識が一般的になりつつあり、飼い主とペットが同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると考えられている。

また、これまでの大規模災害では、放浪状態となって野犬化した犬が住民に危害をもたらしたケースや不妊去勢の処置をされないまま放浪状態となったペットが無秩序に繁殖したケースなど、様々な問題が報告されている。このような事態を未然に防ぐためにも、ペットとの同行避難を進めることが必要になっている。

一方で避難所では、動物が苦手な方や、アレルギーをお持ちの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受け入れや飼育において一定の配慮が必要となってきている。

こうした状況を踏まえ、令和3年3月に環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」が示された。

このガイドラインでは、人命救助が優先される災害時において、ペットと同行避難をするためには、飼い主が自身の安全を確保した上でペットの安全と健康も守る「自助」を基本としている。このような中で、自治体には、飼い主によるペットの適正飼育を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させる役割が求められている。

本マニュアルは、人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省）及び災害への備えチェックリスト（令和3年3月環境省）、大野城市地域防災計画に記載されている家庭動物の保護等に基づき、市が平常時に備えるべきことや災害時の行動の指針を示すとともに、災害時におけるペットの同行避難について、市職員や飼い主がしっかり理解し、避難の方法や、避難所等におけるペットの受け入れ及び飼育管理など適切な保護対策が行えることを目的としている。

## 2 用語の定義

### ●ペット

本マニュアルでは、家庭動物等のうち、犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的小型の動物を指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

### ●避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市長が指定した「指定避難所」を指す。

### ●ペットスペース

避難所において、同行避難したペットを飼育管理する場所

### ●同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所内のペットスペースで飼育管理を行いながら避難生活を送ることを指す。ただし、身体障害者補助犬についてはこの限りではない。

### ●同伴避難

災害の発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所において飼い主がペットを同室で飼育管理を行いながら避難生活を送ることを指す。

※現在、同伴避難が可能な避難所については、確保に向けて調整中

### ●身体障害者補助犬

身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬を指す。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

### 3 平常時における市の備え

#### (1) 飼い主等への普及啓発・避難訓練の実施 【環境班・本部班】

犬や猫の飼育頭数は全国でおおむね1,600万頭弱と言われており、本市において登録されている犬の頭数は4,000頭を超えているが、中にはペットの飼育に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もおり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼育が難しい場合が想定される。また、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分だと、行方不明になったペットが保護されても、飼い主の元に戻れる確率がかなり低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼育管理など、平常時に適正な飼育をすることに他ならない。

市は災害時にもペットが社会に受け入れられるように、以下の取り組みを実施する。

#### ① 飼い主への普及啓発 ※参照：(資料1)

(内容)

- ・平常時の備え（ペットの適正な飼育、備蓄品の確保など）
- ・災害発生時の行動
- ・ペットの受け入れが可能な避難所（コミュニティセンター）の公表

(方法)

- ・リーフレットやチラシ等による周知
- ・市広報紙による周知
- ・ホームページ、SNSの活用

#### ② ペットとの同行避難を含めた避難訓練

(確認事項)

- ・ペット受け入れの流れの確認
- ・ペット受け入れに係る書類の整備
- ・避難所のルールの検討

**(2) 職員及び関係者への情報の周知 【環境班・避難対策部】**

同行避難を受け入れる方針を明確にしても、現場の管理に携わる担当者等がそれを理解していなければ混乱するおそれがあるため、必要な情報の周知を徹底する。

また、避難所のルールなどの基礎情報は、災害が起こった場合にすぐ必要となるので、ペットの扱いを含め、平時に施設管理者に対して周知しておく。

**(3) ペットの受け入れが可能な避難所の整備 【環境班・避難対策部】**

飼い主がペットと同行避難することを前提とし、避難所で飼い主がペットを適正に飼育管理できるように、体制を整備しておく。

また、発災初期の段階では人への物資支援が優先され、被災ペットへの支援物資は後回しになりがちであるため、避難所への同行避難を想定した必要最低限の物資の備蓄について検討し、確保しておく。

**(4) 受援体制の整備 【環境班・受援調整班】**

災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域的な支援体制や受援体制が取れるように、各行政機関や関係団体と連携しておく。

また、円滑な支援・受援を行うために地方獣医師会等と災害時の協定を締結するなど体制整備を進める。

**(5) ペットのいる在宅避難者や車中避難者への対応方法の検討**

**【環境班・避難対策部】**

飼い主とペットが自宅にとどまる在宅避難や車中避難をする場合は、支援情報や物資が行き届かないおそれがある。

避難所での対応との間に差が生じないように、在宅避難者等の把握と支援情報等の提供方法について、検討しておく。

## (6) 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）利用者の円滑な受け入れ準備

【福祉班・環境班】

身体障害者補助犬は、ペットとは異なり法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障がい者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、これを拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

避難所等の円滑な受け入れができるように、平常時から関係部局と連携を取り、補助犬利用者への対応について検討しておく。

## (7) ボランティアとの協働活動 【環境班・福祉班】

ボランティアによる支援は、被災者の避難所での生活改善に大きな役割を果たすため、不可欠なものである。

平常時から情報収集に努め、ボランティアの役割や活動内容を把握するとともに、関係機関、NPO等との連携を図る。

### 【活動例】

・一時預かり ・物資提供 ・健康管理 ・飼育アドバイス ・トリミング

## (8) ペットの飼育が可能な応急仮設住宅の整備検討 【環境班・財政調達班】

避難生活の中で飼い主とペットと一緒に暮らせることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考えられる。しかし、応急仮設住宅においても、避難所と同様に隣人とペットとの距離が近くなり、鳴き声や臭いなどの苦情が出るおそれがあるため、適正な飼育管理ができるように、整備方針について検討をしておく。

## 4 災害発生時の市の対応

### (1) 避難所におけるペットの飼育環境の整備 【環境班・避難対策部】

#### ペット同行避難の対象動物

避難所へ同行避難が可能な動物は下記のとおり比較的小型の動物とする。

対象動物：犬、猫、うさぎ、げっ歯類（ハムスター等）、鳥類

※特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

大型の哺乳類（馬、羊など）、魚類、は虫類、両生類、昆虫は対象外とし、避難所におけるペットスペースでの飼育は不可とする。

※対象外の動物と同行避難をした場合は、車の中での飼育を案内する。

#### ペット同行避難の受け入れ

災害時におけるペット同行避難の受け入れの基本的な対応については、次のとおりとする。

受け入れ場所	基本的な対応
コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋内ペットスペース（倉庫）での飼育</li><li>・ケージに入らない対象動物（ラブラドルレトリバーなど）は、屋外でリードをつないで飼育</li></ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、コミュニティセンターを案内</li><li>※自力で移動が困難な場合、輸送の検討</li><li>・公民館で屋外飼育が可能なペットスペースが確保できる場合、屋外で飼育</li></ul>
車中避難	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所で受け入れができない場合や対象外の動物と同行避難をした場合、車中避難場所を案内</li></ul>

#### 車中避難場所について

災害時における車中避難場所については、市が必要に応じて、まどかぴあ立体駐車場を開放する。

駐車場が満車となっている可能性もあるので、案内する前に状況を本部に確認する。



## 避難所におけるペットスペースの決定

各コミュニティセンターにおけるペットスペースは、1階倉庫とする。

小・中学校の屋内運動場及び他の市公共施設を開設し、同行避難の受け入れを行う場合、避難所派遣職員（「避難所運営委員会」を設置されている場合は、保健・衛生班）は、下記の基本的事項に配慮して、ペットスペースを決定する。

### 【基本的事項】

- 居住区画からできるだけ離れた場所を選ぶ。
- ケージに入る大きさのペットはケージ内で飼育する。
- ケージに入らない大きな犬などはリードでつないで屋外で飼育する。
- 屋外の場合は、屋根付の駐車場等の日差しや雨風を避けられる場所を選ぶ。  
※難しい場合はブルーシート等を取りつけ、簡易的に対応できる場所（ひきし、鉄棒等）を選ぶ。
- ペットは飼い主による自主管理を原則とする。

## ペットスペースのレイアウト

ペットスペースが決定したら、以下の①～③に留意しながらレイアウトを決める。

### ①人とペットとの動線が交わらないように配慮する

飼い主以外の人（特に子ども）が動物に触ろうとして、噛まれたり引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画として頻繁に利用する動線から離す。

人間の行き来によるストレスを軽減することで、ペットも病気にかかりにくくなる。

### ②鳴き声や臭いが居住区画にできるだけ届かないように配慮する

鳴き声やにおいなどによるトラブルを避けるため、居住区画からできるだけ離し、可能なら防音性の高い部屋や倉庫を選ぶ。

### ③動物種ごとに場所を分離する

異種の動物の存在は、動物同士の間には警戒からくるストレスが生まれ、鳴き声の問題が生じたり、ストレスから病気を発症したりする。

可能な限りペットスペースの中でも動物の種類や、オス・メスごとに区画を分ける。

## ペットスペースの設営

避難所派遣職員は、避難所を開設する際、事前に検討したスペースに以下のような方法によりペットスペースを設営する。

環境班は、ペットを受け入れる避難所を巡回し、設営の支援を行う。

### 【ペットスペースの設営方法】

(共通)

- ・ 貼り紙や区画線などでペットスペースを明確にする。
- ・ 他の避難者の理解を得るため、飼育ルールを掲示して周知する。
- ・ 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立ち入り禁止の表示をする。
- ・ ペットの種類ごとになるべく分けて収容する。

(屋内に設営する場合)

- ・ 床を汚さないようブルーシート等を敷いて、清掃しやすくする。
- ・ ペットのストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオルで覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとり、目隠しを行う。

(屋外に設営する場合)

- ・ 屋根付の駐車場等でテントやブルーシートを活用して、直射日光、雨や風よけの整備をする。
- ・ ケージ等に入れられない大きなペットは、屋外の支柱等につなぎとめる。

## 飼育ルールの作成

※参照：(資料3)

避難所派遣職員（「避難所運営委員会」を設置されている場合は、保健・衛生班）は、ペットを飼育していない避難者への配慮、衛生面や安全面を考慮して避難所の特性や実情に合った「飼育ルール」を以下の内容をポイントとして作成する。

### 【飼育ルール策定のポイント】

- ① ペットは、指定された場所で、必ず、つないで飼うか、ケージの中で飼う。
- ② 飼育場所や施設は、常に清潔にし、必要に応じて消毒を行う。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努める。
- ④ 決められた場所で排便させ、後始末を行う。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片付ける。
- ⑥ ノミの駆除に努める。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行う。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、一時預かり可能なペットホテルや犬猫病院などに相談する。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、市職員まで届け出る。

## 名簿等の作成

避難所派遣職員（「避難所運営委員会」を設置されている場合は、保健・衛生班）は、ペット同行避難者に「ペット（動物）登録票」を記入してもらい、「ペット飼育者名簿」を作成する。

※（様式1）「ペット（動物）登録票」

※（様式2）「ペット飼育者名簿」

## （2）被災ペットに関する情報収集及び相談窓口の設置検討 【環境班】

環境班は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先で必要な支援内容などの正確な情報を収集する。

また、状況に応じて、ペットを受け入れた避難所の巡回を行う。

### <収集する情報の例>

- ・同行避難者の避難状況（避難者の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされる期限
- ・その他連携体制の中で、必要となる事項に関する情報

さらに、円滑な被災者支援を行うため、ペットに関する相談窓口の設置を検討する。相談窓口を設置する場合は、情報収集と発信とを一元化するために、環境班内に置くこととする。

避難所ごとに飼い主の会や担当職員がニーズを取りまとめ、相談窓口で情報が集約されることで、効率良く情報収集と効果的な支援の実施が可能となる。

相談窓口では、市が行う支援や避難所における飼育方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供・発信する拠点としても重要な役割を担う。

### <提供する情報の例>

（飼い主向け）

- ・同行避難が可能な避難所（各コミュニティセンター）の周知
- ・ペットの一時預け先などの情報

（関係団体向け）

- ・支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

（災害対策本部）

- ・現段階で把握している状況
- ・今後の予定
- ・必要な支援内容

### (3) 在宅避難者等への対応 【環境班・避難対策部】

#### ①在宅避難：自宅での飼育

飼い主とペットが自宅にとどまる在宅避難の場合は、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて避難所などに行くように呼びかける。

避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方法などを工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促す。

#### ②車の中での飼育

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて避難所などに取りに行くよう呼びかける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残さない。やむを得ず残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを説明する。また、長時間車から離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動するように注意を促す。

#### ③その他

避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情により飼育できない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。

### (4) ボランティアの支援要請及び応援支援体制に基づく応援の要請

#### 【環境班・福祉班】

避難所等での愛護動物の支援にボランティアの協力が必要な場合は、活動場所の安全確認を行ったうえで、募集人数、活動内容、必要な物資などを明確にし、大野城市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに協力の要請を行う。

また、ペットの健康管理や飼育アドバイスなど専門的な支援等が必要な場合は、県を通じて福岡県獣医師会に、VMAT（災害派遣獣医療チーム）やAR S（アニマルレスキューサポーター）などの協力の要請を行う。

#### **(5) 放浪ペットの保護、収容 【環境班】**

大きな災害ではペットが飼い主のもとから逸走することがしばしば起こるため、放浪動物の保護は公衆衛生上でも重要である。また、災害時には精神的に落ち着かず、平常時とは違った行動をとるペットが多くなるため、負傷することもある。

このことから市は、発災後の早い時期に逃げたペットの保護と飼い主への連絡など活動を開始する。

#### **(6) 補助犬の利用者と要配慮者への対応 【福祉班・環境班】**

災害時に身体障がい者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、動物アレルギーを持った方との動線が交わらないよう配慮しながら避難所内への円滑な受け入れを行う。

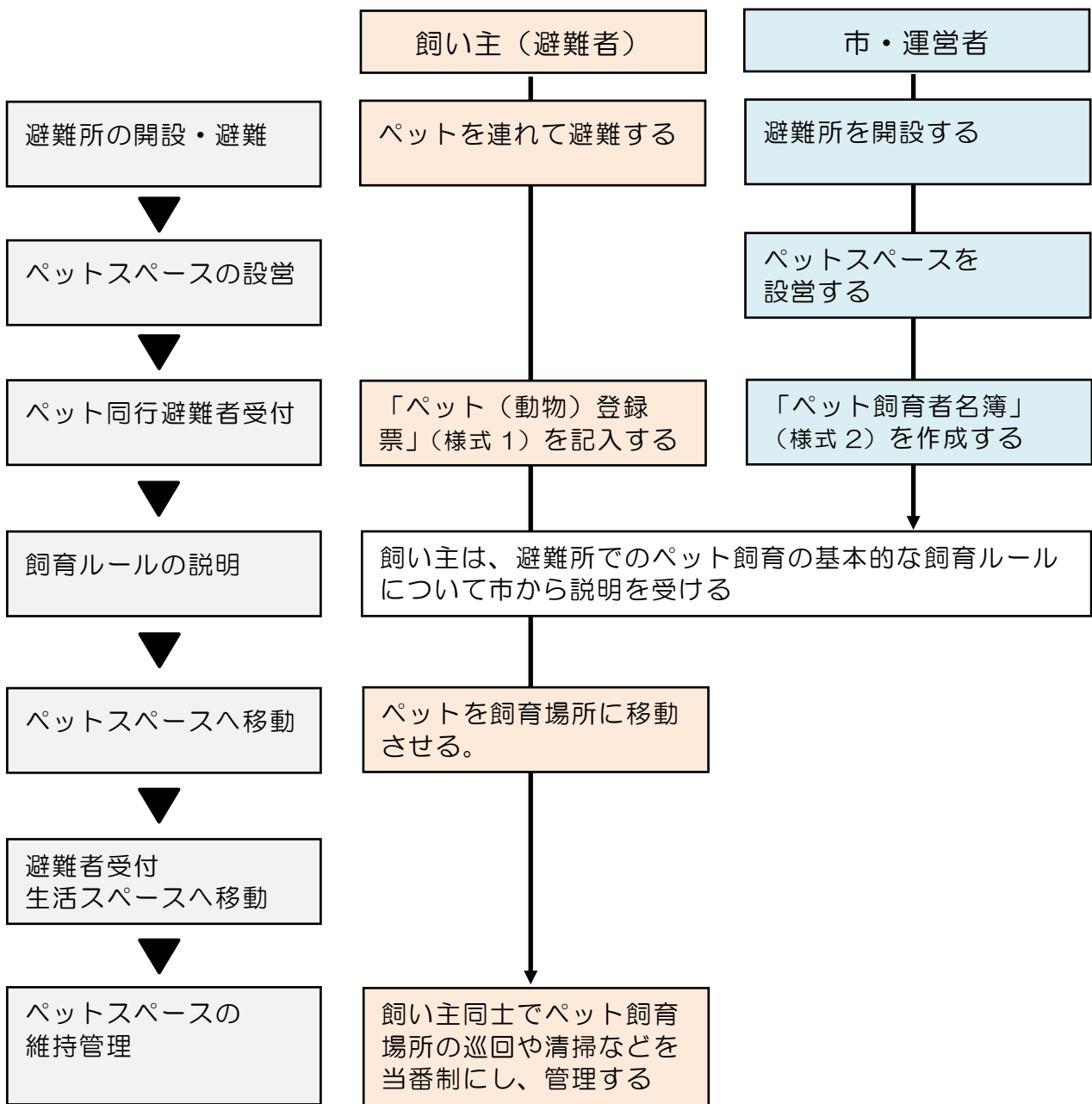
なお、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別室を準備する、又は関係部局と連携を取り、福祉避難所への輸送など迅速に対応する。

#### **(7) ペットの飼育が可能な仮設住宅の整備 【環境班・財政調達班】**

応急仮設住宅を設置する際は、管理者と応急仮設住宅でのペット飼育のルールづくりや、飼い主に対する適正な飼育指導や支援を実施する。

また、応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建につながるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続してペットが飼育できる環境づくりを行う。

## 5 ペット受付の基本的な流れ



## 6 資料・様式

### 【資料】

(資料 1) 飼い主への普及啓発用資料

(資料 2) ペット受け入れ可能避難所一覧

(資料 3) ペットの飼育ルール

### 【様式】

(様式 1) ペット（動物）登録票

(様式 2) ペット飼育者名簿





## 飼い主への普及啓発用資料

### 1 平常時における飼い主の備え

#### (1) 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るには、まず飼い主が無事であることが重要である。

そのためには、自宅の家具類固定等の地震対策を行う必要がある。ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にもつながる。

また、犬を野外で飼育している場合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊のおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。

防災対策として以下の点に注意する。

- 家具類の転倒防止対策をしているか。
- 避難通路は確保できているか。
- 窓等ガラスの飛散防止対策をしているか。
- 災害時逃げ込める場所は確保できているか。
- 屋外に風で飛びそうな物は無いか、揺れて倒れそうな物は無いか等以上の点について確認し、ある場合は物を片付ける、固定する。

#### (2) ペットのしつけと健康管理

ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況で、人とペットが安全に避難するためには、普段からキャリーバック等に入れることを嫌がらないことや犬の場合は、「待て」「おいで」等のしつけをしておく必要がある。

避難所におけるペットの飼育においては、日頃から、キャリーバックやケージに慣らしておくこと、決められた場所で排泄ができるようにしておくことで、他人への迷惑を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

また、避難所においては、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなるため、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康と衛生状態を確保する必要がある。

さらに、不必要な繁殖を防止するための不妊去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果が期待できる。

## <しつけ・健康管理の例>

### 【犬の場合】

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないようにしつける。
- 人や他の動物を怖がったり、攻撃的になったりしないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- 不妊去勢手術を行う。

### 【猫の場合】

- ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄できるようにする。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊去勢手術を行う。

### 【その他小型動物の場合】

- ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく。

※その他の動物の場合についても、上記犬・猫の場合に準じて、動物の特性を踏まえた健康管理としつけを行う。

※ペットの飼い主の方は、かかりつけの動物病院等からペットの飼育方法を事前に確認し、災害時に備えることが大切である。

### (3) ペットの所有者明示

災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等を装着し、所有者の明示をしておく必要がある。犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札（自治体が発行する登録の証明。マイクロチップを鑑札とみなす場合もある。）と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

また、犬・猫については脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、環境省データベースや、（公社）日本獣医師会などに所有者情報の登録を行っておくことで、返還の可能性をより高めることができる。



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

### (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難所においてペットの飼育に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。これを「自助」（自身の身は自分で守る）といい、ペット防災の基本的な考え方である。ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行い、避難が必要な場合は、一緒に持ち出せるようにしておく。

指定避難所などにペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることが予想されるため、少なくとも5日分（できれば7日以上が望ましい。）は用意しておくようにする。

特に療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、長期間分の用意が必要になる。備蓄品には優先順位をつけ、優先度の高いものは避難時に持ち出せるように、飼い主の避難用品とともに保管する。

<ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例>

**○優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの**

- 療法食、薬
- ペットフード、水（少なくとも5日分 [できれば 7 日分以上]）
- キャリーバッグやケージ
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂）

**○優先順位 2 情報**

- 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ペットの写真（印刷物とともに携帯電話に画像を保存することも有効な手段）
- ワクチンの接種状況、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

**○優先順位 3 ペット用品**

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
- ペット用おもちゃなど匂いがついた用品、爪とぎマット
- 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）
- ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能）

#### (5) 避難所や避難ルートの事前確認

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、事前に大野城市ハザードマップ等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておく。

さらに、普段から近隣住民と良好な関係が築けるよう、コミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合うことができるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことが大切である。

過去の震災においては、災害時自宅に置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次災害に遭う事例や避難所におけるペットの同行避難についての理解不足等により、飼い主が車上生活を続けた結果、エコノミークラス症候群に陥ってしまう事例があった。

避難することや緊急時に備え、避難所以外の避難先として、親戚や友人など複数の一時預け先を探しておくことも有効な手段である。

#### (6) 防災訓練などへの参加

飼い主は、地域の防災訓練や「市民総ぐるみ防災訓練」に参加し、所要時間や危険箇所等をチェックしておくことで、災害時パニックにならず、より安全に避難することができる。

避難訓練に参加する際は以下の内容を確認する。

- 避難所までの所要時間の把握
- ガラスの破片の飛散や看板落下などの危険な場所の把握
- 通行できないときの迂回路の確認
- 避難所でのペットの反応や行動の把握
- 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 避難所での飼育環境の確認

#### (7) ペットの一時預け先の確保

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼育以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物については避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼育管理を検討、準備をしておく必要がある。

## 2 災害発生時の飼い主の行動

### (1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保したうえでペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどの対応を行い、ペットの安全に配慮する。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。

### (2) 避難の判断

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅にとどまるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

自宅や地域の状況が安全な状態であれば、避難せずに自宅にとどまるという選択肢もある。

### (3) ペットとの同行避難

避難所などの他所に移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。また、飼い主が留守の際に災害が起きた場合のペットの避難方法について、家族や地域住民との協力体制を平常時に構築しておくことも重要である。

#### 【同行避難の考え方】

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを人間と同室で飼育管理することを意味するものではない。



#### (4) 避難中のペットの飼育環境の確保

避難生活を行っている中でのペットの飼育環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼育環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼育環境を選択する。

##### ■避難所での飼育

避難所で飼育する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼育環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

##### ■自宅で飼育する

飼い主も自宅にとどまる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などに取りに行く。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

##### ■車の中で飼育する

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

##### ■施設などに預ける

避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情により飼育ができない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

## (5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼育マナーの遵守と健康管理

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。

これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅では、ペットの飼育管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼育管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

なお、ペットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

## (6) ペットスペースの維持管理

飼い主の方全員で協同して、ペットスペースを維持管理する必要がある。

### ①飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒

避難所は公共施設のため、避難所としての機能終了後は元の用途に使用される。

床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮する。

### ②ペット用トイレの掃除、糞尿の処理

臭いは騒音と並んで最も多い苦情の原因なので、厳重な処理が必要である。排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れる。災害発生初期はごみの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要である。

## (7) 飼い主会の設立

避難所での飼育が一定期間以上となる場合は、飼い主による「飼い主会」を結成し、市と協力しながらペットスペースを確保する。飼い主会は、飼い主同士で協力して以下のことを行う。

- 飼育ルールなどによる避難所でのペットの適切な管理
- ペットスペースの衛生管理（必要に応じて消毒の実施）
- ペットに関するトラブル解決

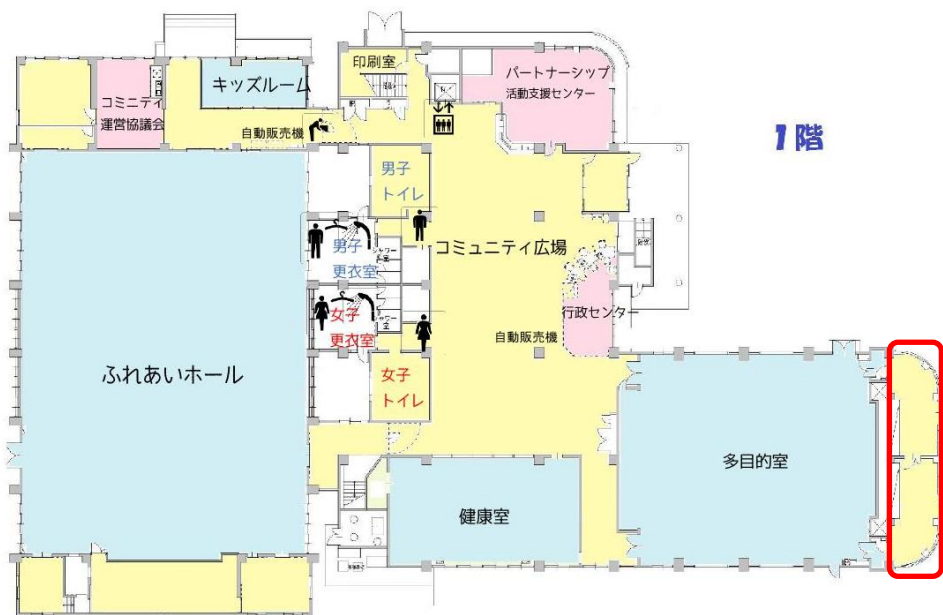


# ペット受け入れ可能避難所一覧

(令和5年3月時点)

No	名称	所在地	電話番号	備考
1	南コミュニティセンター	南ヶ丘5丁目9-1	596-0686	平面図①
2	中央コミュニティセンター	中央1丁目5-1	573-3127	平面図②
3	北コミュニティセンター	御笠川1丁目17-1	513-0099	平面図③
4	東コミュニティセンター	大池2丁目2-1	504-1428	平面図④

平面図①



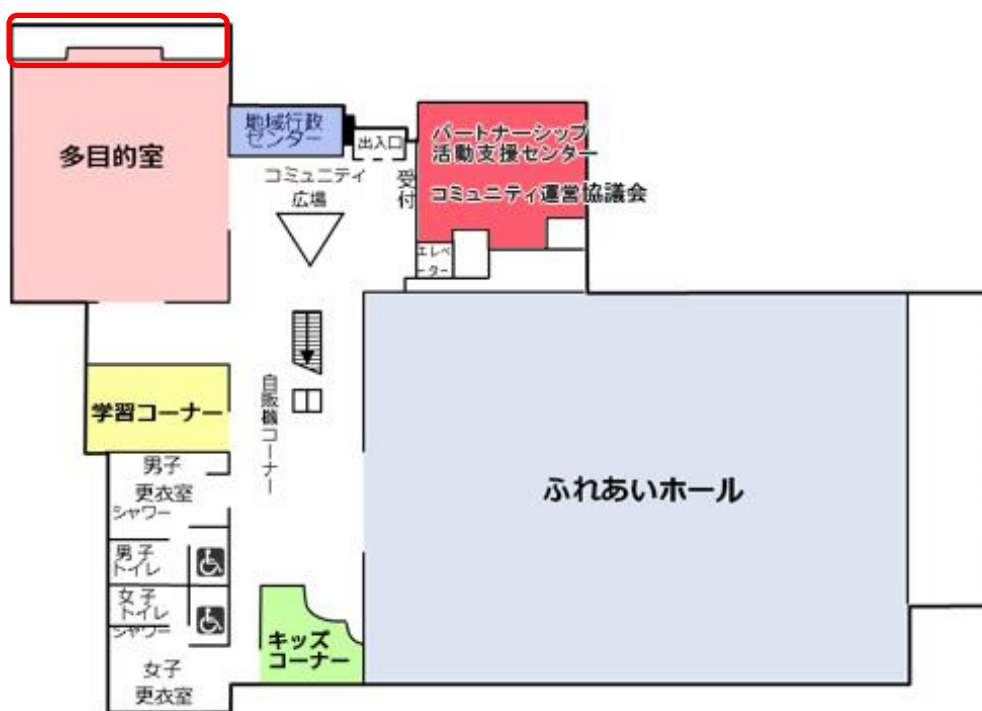
平面図②



平面図③



平面図④



## ペットの飼育ルール(例)

### ペットの飼い主の皆さまへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された飼育場所で、ケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。
- ② 飼育場所や施設は、常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 決められた場所で排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片付けてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育が困難な場合は、一時預かり可能なペットホテルや犬猫病院などに相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者に連絡してください。



## ペット（動物）登録票

(飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。)

飼い主の情報	氏名				
	住所		電 話		
第2連絡先 (飼い主以外)	氏名				
	住所		電 話		
ペット(動物) の情報	ペットの種類		品 種		
	ペットの名前		性 別	オス ・ メス	
	特徴 (毛色等)		体 格		
	疾病の有無	有 ・ 無	疾病名		
	ワクチン接種	・接種(ワクチン名： <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> ) ・未接種 ・不明			
	不妊去勢措置	実施 ・ 未実施			
	犬の場合	狂犬病予防注射		鑑札番号	注射済票番号
		接種済み ・ 未接種			
マイクロチップ	有 ・ 無	個体識別番号			
特記事項					

受付窓口記入欄

避難所名		受付番号	
入所年月日	年 月 日	退所年月日	年 月 日



### ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名・携帯番号)	動物の種類・数	性別	体格	毛色	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

